広報あびこ

第108号
昭和37年3月16日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話（あびこ）42・142・242
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
（発行日　毎月　1日・16日）

「広報あびこ」はあなたのもの

あなたの声がこの紙面にみなぎるとき、私たちの我孫子町はすくすく伸びて行くことと思います。
あなたの町政についての質問、要望などお聞かせください。

新年度予算審議はじまる
第一回定例町議会開催中

昭和三十七年度予算など重要議案（五十一議案）を審議する本年初の定例町議会は、三月九日から会期二十二日間をもって開かれています。

昭和三十七年度予算案では消防団常備部設置に伴う各種施設整備、側溝・舗装・補修工事など道路整備および土木作業能率向上のための小型ダンプカー購入、布佐中学校の改築工事、我孫子中学校火災復旧備品整備、学校給食、都市計画事業、土地区画整理事業、新農村建設のためのトラクター購入、し尿処理場の建設、し尿汲み取り作業能率向上のための小型バキュームカー購入、町営住宅建設などを主要事業としてとりあげて、町の発展と住民福祉の増進を図るための予算編成を行なっております。

これを数学的にみてみますと、一般会計予算額は二億二千九百四十八万一百円で、昭和三十六年度予算に比し約七千七百万円の増となっており、また、特別会計総予算額（七特別会計、昭和三十六年は五特別会計）は八千七百九十五万六千二百円で、昭和三十六年度予算に比し四千六百万円の増となり、一般会計、特別会計を合わせますと実に三億一千七百四十三万六千三百円で、昭和三十六年度予算より一億二千三百万円の増となっています。

予算は、町づくりのもととなる極めて大切なもので、真に町民の声が反映されているかどうか、町民の皆さんにとって極めて関係が深いものでございます。町民の皆さんは町の行財政、施政、施策など全般について、知る権利を有しています。それには、ことしの予算内容はどんなであるか、そしてそれは議会においてどのように論議され、審議されて、どう決まるかなど、議会の模様を実際に見聞して知ることが一番よいことだと思いますので、ぜひ、議会を傍聴にお出かけください。議事の日程は表のとおりです。

▼我孫子町職員定数条例の一部改正▼我孫子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正▼我孫子町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正▼我孫子町税条例の一部改正▼我孫子町国民健康保険税条例の一部改正▼我孫子町共同利用農機具使用料条例の一部改正▼我孫子町農業近代化資金利子補給条例の制定▼我孫子町営住宅使用料条例の一部改正▼我孫子都市計画柴崎土地区画整理事業施行規定の制定▼我孫子町立都市公園条例の制定▼我孫子町消防団条例の全部改正▼我孫子町火災予防条例の制定▼我孫子町消防団員等公務災害補償条例の制定▼我孫子町統計調査条例の制定▼我孫子町営古屋簡易水道条例の一部改正▼我孫子町清掃に関する条例の一部改正▼我孫子町農業労働力調整協議会設置条例の制定▼千葉県市町村公平委員会共同設置規約の一部改正▼三十七年度町営住宅建設事業費起債▼三十七年度消防施設整備費起債▼三十七年度布佐中学校建設事業費起債▼三十七年度我孫子都市計画天王台土地区画整理事業費起債▼三十七年し尿処理場建設事業費起債▼起債金額の変更▼営造物の設置※我孫子町消防団常備部※し尿処理場※町営住宅※都東公園▼一時借入金※一般会計※住宅会計※都市計画天王台土地区画整理事業会計▼賃金の資金前渡（失業対策事業費）▼消防団員等公務災害補償責任共済契約締結▼特別会計の設置（柴崎土地区画整理事業）▼三十六年度第七回我孫子町歳入歳出追加更正予算▼三十六年度第三回我孫子町特別会計公益質屋歳入歳出追加予算▼三十六年度第三回我孫子町特別会計国民健康保険歳入歳出追加更正予算▼三十六年度第五回我孫子町特別会計清掃事業歳入歳出追加更正予算▼三十七年度我孫子町歳入歳出予算▼三十七年度特別会計公益質屋歳入歳出予算▼三十七年度特別会計国民健康保険歳入歳出予算▼三十七年度特別会計古屋簡易水道事業歳入歳出予算▼三十七年度我孫子町特別会計町営住宅建設事業歳入歳出予算▼三十七年度我孫子町特別会計清掃事業歳入歳出予算▼三十七年我孫子町特別会計我孫子都市計画天王台土地区画整理事業歳入歳出予算▼三十七年度我孫子町特別会計我孫子都市計画柴崎土地区画整理事業歳入歳出予算▼し尿処理施設整備事業費を継続費とする▼寄附を受けること▼町道路線の変更二件▼町道路線の認定。

昭和37年 第1回定例町議会　会期日程（会期22日間）

日次	月日	曜	開会時刻	議事
第1日	3月9日	金	午前9時	○開会　○会期決定 ○会議録署名議員選任 ○議案上程 ○昭和37年度施政方針並びに議案に対する提案理由説明 ○請願、陳情上程、委員会付託
第2日〜第5日	3月10日〜3月13日	土〜火		休会（自宅審査）
第6日	3月14日	水	午前9時	○町政に対する一般質問
第7日〜第9日	3月15日〜3月17日	木〜土		休会
第10日	3月18日	日	午前9時	○町政に対する一般質問
第11日 第12日	3月19日 3月20日	月 火	午前9時	○議案に対する総括質問 ○議案常任委員会付託
第13日〜第18日	3月21日〜3月26日	水〜月		休会（常任委員会開催）
第19日 第20日	3月27日 3月28日	火 水		休会　予算審査理事会（常任委員会代表者）各常任委員会の予算審議結果を持ち寄り、集約審議及び取りまとめを行なう。
第21日	3月29日	木		休会　常任委員会開催　予算審査理事会の結果報告・予算に対する常任任委員会表決。
第22日	3月30日	金	午前9時	○委員長報告質疑、討論、採決 ○閉会

我孫子中学建設譜

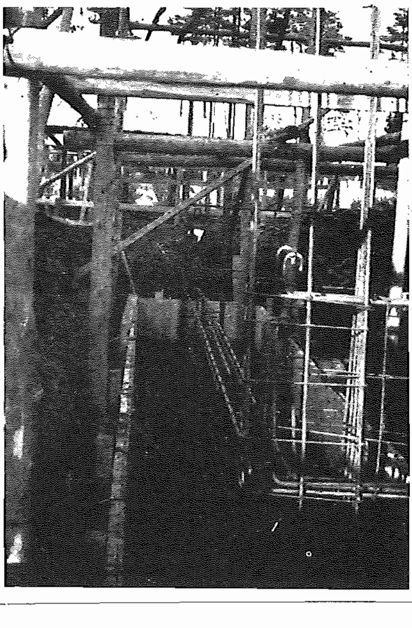

二月二十七日我中設計監督者である須藤十郎さんと、役場関係者立ち会いのもとに配筋検査が行なわれました。配筋検査は、各コンクリートのはりや柱の部分の中の鉄筋検査で、コンクリートの強度や建物の荷重などに関係のある重要な検査です。写真に見える鉄筋の太さは大部分が十九ミリ・十六ミリです。

国民年金

一年以上の納入で受給資格
三月までの保険料は四月中に

昨年の四月から、国民年金のしくみが全部にわたって行なわれるようになり、かけ金（保険料）がはじまりましたが、加入のみなさんの保険料納入はいかがですか。

ことしの三月分までの保険料は、四月末日までに納めるようにしてください。五月一日以後になりますと、納めていない保険料は、国民年金印紙では納めることができなくなり、社会保険出張所から発行された納入告知書にしたがって、現金で国税徴収のように納めるようになります。

国民年金は、すべての人が年金制度に加入することを目的としていますので、納入告知によって納入しない滞納者については、納期限を指定した督促状が、それでも納入しない場合は、国税滞納処分の例によって処分することになっております。

なお、保険料を納めることが困難な方は、保険料の納入が免除になる場合もありますので、印鑑と年金手帳をご持参のうえ、社会課年金係までご相談においでください。

この保険料を一年以上納めた人が、つぎのような状態になったときは、年金が支給されます。

❶日常生活に著しい制限を加えられるような身体障害、すなわち、片手とか片足とかを失なった程度の身体障害になったとき。年金額は保険料の納付済期間に応じて、年額二万四千円から四万二千円まで支給されます。

❷一家の働き手である夫と死別し、十八才未満の子か、十八才以上二十才未満の身体障害の子をもつ方に、保険料の納付済期間に応じて、一万九千二百円から二万五千八百円まで支給されます。

❸両親と死別した十八才未満の子、または十八才以上二十才未満の身体障害の子に、死亡した両親の納入済期間に応じて、一万二千円から二万一千円まで支給されます。

以上のように保険料を一年以上納入しない場合は、年金が支給されませんから、保険料は必ず納入するようにしましょう。

農業委員選挙人名簿確定
有権者は5,024人

一月二十日から十五日間役場および湖北・布佐両支所で縦覧に供した農業委員会委員選挙人名簿は、三月五日に確定しました。確定日における登載者の数は、五千二十四人で昨年と比較して百三十八人増加しています。各投票区における有権者の数は下の表のとおりです。

投票区	区域	世帯数	男	女	計
第1	我孫子・我孫子新田・高野山・高野山新田	187	231	254	485
第2	岡発戸・岡発戸新田・下ケ谷・都部・都部新田	225	357	374	731
第3	柴崎・青山・日新	229	343	359	702
第4	根戸・根戸新田・久寺家・土谷津	196	281	340	621
第5	湖北地区全域	511	738	792	1,530
第6	布佐地区全域	313	474	181	955
計	——	1,661	2,424	2,600	5,024

入学式の日程決まる

町の小学校と中学校の入学式がつぎのように決まりました。

四月四日　布佐中学校
四月五日　小学校全部と湖北中学校
四月六日　我孫子中学校

時間はそれぞれ午前十時からです。なお、父兄の住所変更などで入学通知が来なかったり、指定校が間違っている場合があったときは、教育委員会へ申し出てください。

町体育協会の設立
入会希望者は教育委員会へ

我孫子町には体育団体の連絡機関としての体育協会がなく、体育の振興がさけばれておりながら、なんらの対策もなされておりませんでした。

本年四月一日よりスポーツ振興法が全面的に施行され、体育指導委員を任命して、体育大会や野外活動の普及奨励などすることになりました。

そこで、若いスポーツ愛好の方にお集り願い、体育協会が結成されるよう準備をすすめております。体育協会の会費は一人年百円とし、部門別に加入していただき、県種目別団体に加盟するようにしたいと考えております。細部については三月二十一日に決定する予定です。

予想される部門は、つぎのとおりですが、実績により改廃していくつもりです。

陸上競技・庭球・野球・排球・柔道・体育ダンス・（体操・フォークダンス）・野外活動（サイクリング・スキー・スケート・登山）・その他サッカー・バスケットボール・バドミントン・剣道・ソフトボール。ご希望の方は、住所氏名、生年月日、職業、希望部門を記入のうえ、教育委員会へ申込んでください。連名でもけっこうです。

あなたの財産を守る
正しい不動産登記

最近の住宅事情や、金融情勢から、土地建物の売買や抵当権設定などの不動産取引が盛んに行なわれていますが、なかには、これらの取引の基礎である土地建物の登記に関する知識の不足から、後に思わぬ損害をうけるような事例が少なくないようです。

このような被害を防止するためにも、不動産登記についてつぎのような点を知っておきたいものです。

❶登記所（法務局・地方法務局またはその支局・出張所）には土地・建物についての権利関係を明確にするため、土地登記簿と建物登記簿の二つの公簿が備えられていて、一不動産一登記用紙の原則から一筆の土地または一棟の建物ごとに、それぞれ一つの登記用紙によって、その不動産について所有権とか抵当権などの権利の登記や、差し押さえなどの登記がされることになっています。

❷そこで、ある土地または建物について取り引きをしようとする人は、まず、その土地または建物の権利関係がどうなっているかを調べてみないと、取り引きの安全がはかれない。そのため、登記所では一定の手数料を納めた人に、登記簿の閲覧を許したり、その謄本を交付して便宜をはかっています。

❸登記は、民法第百七十七条の規定によって、第三者に対する対抗要件とされており、これを簡単に説明すると、たとえば、土地を買った人がその売買によって、自分の所有になったことの登記をしておかないと、売主以外の第三者に対して、自分が売買によって所有権を取得したことを主張できないことになります。

このため、売主が不正に他の人に二重に売り、後から買った人が先に登記をしてしまうと、先に買った人でも、結局、所有権を取得できないことになり、売主に対して代金の返還や損害賠償の請求をするほかないことになります。

また、売主が税金を滞納したりして、その不動産が差し押えられ、公売されても文句が言えないことになります。

したがって、土地建物に関する取り引きをしたときは、なるべく早く、その登記をすることが大切です。

❹登記の手続は、不動産登記法にくわしく規定されていますが、原則として、取り引きの当事者が一定の事項を記載した申請書に、必要な書類を添付して登記所に申請します。なお、それぞれの場合に必要な登録税を納付しなければなりません。

❺もし、取り引きの相手方が登記申請に協力しないときは、裁判所に訴えて、登記を命ずる判決を得た上で、権利を取得した人だけで登記することができます。

四小のよい子役場を見学
「社会科の勉強」活発な質問

二月二十七日、我孫子第四小学校三年一組のよい子たちは、社会科「町の仕事」の勉強のため、担任の海老原久子先生に引率されて役場を訪れ約二時間にわたって勉強をしました。

よい子たちは、まず、中野総務課長、根本社会課長から役場にはどういう課室があって、そこではどういう仕事をしているか、また、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会はどういう仕事をするところか、戸籍とくに出生届、死亡届などの手続きは公民館はいつつくってもらえるのか、学校のプールはいつできるのかといった質問でした。

勉強が終ってよい子たちは、「一生懸命勉強をして、早く大きくなって町の役にたつりっぱな人になりたい。」と口をそろえて言っていました。

年金制度お互いに通算
じゅずつなぎ方式で

（第三種郵便物認可）

広報あびこ

わたくしたちの回りには、いろいろの年金制度があり、それがそれぞれ独立した制度で、横のつながりを持たないと、取り引きの安全がはかれない。そのため、登記所では一定の手数料を納めた人に、登記簿の閲覧を許したり、その謄本を交付して便宜をはかっています。

❶登記所（法務局・地方法務局またはその支局・出張所）には土地・建物についての権利関係を明確にするため、土地登記簿と建物登記簿の二つの公簿が備えられていて、一不動産一登記用紙の原則から一筆の土地または一棟の建物ごとに、それぞれ一つの登記用紙によって、その不動産について所有権とか抵当権などに関する所有権とか抵当権などの権利の登記や、差し押さえなどの登記がされることになっています。

❷そこで、ある土地または建物について取り引きをしようとする人は、まず、その土地または建物の権利関係がどうなっているかを調べてみないと、取り引きの安全がはかれない。そのため、登記所では一定の手数料を納めた人に、登記簿の閲覧を許したり、その謄本を交付して便宜をはかっています。

❸登記は、民法第百七十七条の規定によって、第三者に対する対抗要件とされており、これを簡単に説明すると、たとえば、土地を買った人がその売買によって、自分の所有になったことの登記をしておかないと、売主以外の第三者に対して、自分が売買によって所有権を取得したことを主張できないことになります。

このため、売主が不正に他の人に二重に売り、後から買った人が先に登記をしてしまうと、先に買った人でも、結局、所有権を取得できないことになり、売主に対して代金の返還や損害賠償の請求をするほかないことになります。

また、売主が税金を滞納したりして、その不動産が差し押えられ、公売されても文句が言えないことになります。

したがって、土地建物に関する取り引きをしたときは、なるべく早く、その登記をすることが大切です。

❹登記の手続は、不動産登記法にくわしく規定されていますが、原則として、取り引きの当事者が一定の事項を記載した申請書に、必要な書類を添付して登記所に申請します。なお、それぞれの場合に必要な登録税を納付しなければなりません。

❺もし、取り引きの相手方が登記申請に協力しないときは、裁判所に訴えて、登記を命ずる判決を得た上で、権利を取得した人だけで登記することができます。

わたくしたちの回りには、いろいろの年金制度があり、それがそれぞれ独立した制度で、横のつながりを持たないと、取り引きの安全がはかれない。そのため、登記所では一定の手数料を納めた人に、登記簿の閲覧を許したり、その謄本を交付して便宜をはかっています。

❶登記所（法務局・地方法務局またはその支局・出張所）には土地・建物についての権利関係を明確にするため、土地登記簿と建物登記簿の二つの公簿が備えられていて、一不動産一登記用紙の原則から一筆の土地または一棟の建物ごとに、それぞれ一つの登記用紙によって、その不動産について所有権とか抵当権などに関する所有権とか抵当権などの権利の登記や、差し押さえなどの登記がされることになっています。

❷そこで、ある土地または建物について取り引きをしようとする人は、まず、その土地または建物の権利関係がどうなっているかを調べてみないと、取り引きの安全がはかれない。そのため、登記所では一定の手数料を納めた人に、登記簿の閲覧を許したり、その謄本を交付して便宜をはかっています。

❸登記は、民法第百七十七条の規定によって、第三者に対する対抗要件とされており、これを簡単に説明すると、たとえば、土地を買った人がその売買によって、自分の所有になったことの登記をしておかないと、売主以外の第三者に対して、自分が売買によって所有権を取得したことを主張できないことになります。

このため、売主が不正に他の人に二重に売り、後から買った人が先に登記をしてしまうと、先に買った人でも、結局、所有権を取得できないことになり、売主に対して代金の返還や損害賠償の請求をするほかないことになります。

また、売主が税金を滞納したりして、その不動産が差し押えられ、公売されても文句が言えないことになります。

したがって、土地建物に関する取り引きをしたときは、なるべく早く、その登記をすることが大切です。

❹登記の手続は、不動産登記法にくわしく規定されていますが、原則として、取り引きの当事者が一定の事項を記載した申請書に、必要な書類を添付して登記所に申請します。なお、それぞれの場合に必要な登録税を納付しなければなりません。

❺もし、取り引きの相手方が登記申請に協力しないときは、裁判所に訴えて、登記を命ずる判決を得た上で、権利を取得した人だけで登記することができます。

わたくしたちの回りには、いろいろの年金制度があり、それがそれぞれ独立した制度で、横のつながりを持っておこなわれるようになりました。

つまり各種の年金がおたがいに通算されるようになったのです。この欄ではこのことについて解説いたします。

年金制度といってもいろいろありますが、おもなものをあげるとつぎのとおりです。

任意加入

❶国民年金　他の年金制度に加入していない二十才から五十才までの人が加入、一部は任意加入

❷厚生年金　従業員五人以上働いている会社・鉱山・工場商店・事務所など民間事業の被用者が加入

❸船員保険　船員のすべてが加入

❶国家公務員共済組合　常勤の国家公務員がすべて加入

❺公共企業体職員等共済組合　国鉄・電電公社・専売公社などの職員が加入

❻市町村職員共済組合　市町村の職員が加入

❼私立学校教職員共済組合　私立学校の教職員が加入

❽農林漁業団体職員共済組合　農業協同組合・森林組合・水産業協同組合などの職員が加入

以上のような年金のほかにも、まだ各種年金制度がありますが、これらの制度が独立していて、年金を出す場合のたとえば、必要とする加入年数、年金支給の年令などもちがい、また支給額もそれぞれちがっているのです。

ところで、加入者が年をとって働けなくなった場合、どの制度でも老令年金とか、退職年金などの年金を、その人が生存中は支給されます。

この老後のための年金を受けるためには、それぞれの制度の中で二十年・二十五年の長期間加入していたことが必要とされます。これでは、もしそんな長期間ひとつの制度に加入できず、途中で退職した場合、退職一時金が出るだけだったのですが、このようなことをなくすために各種の公的年金が通算されるようになりました。

通算の方法

通算の方法は俗に「じゅずつなぎ方式」とよばれています。簡単にいえば、各年金制度に加入していた期間をすべて合算して、一定の年数になる人については、必ず年金を支給するということです。その年金は、加入していた制度ごとに額を定めて、別々に出ますが、これを全部よせあつめてみれば、ひとつの制度に同じ期間加入していた場合と同様の額を、支給しようというやり方です。

どの制度のどのような期間が通算されるか

通算の対象となる年金制度は、はじめにあげた八つの制度で、これ以外の年金制度は通算されません。

❶国民年金・厚生年金・船員保険の一年未満は通算されません。

❷国家公務員共済組合・公共企業体職員等共済組合・地方公共団体の職員（市町村職員共済組合を除く）の一年未満は通算されません。

❸市町村職員共済組合・農林漁業団体職員共済組合は六カ月未満を通算しない

❹私立学校教職員共済組合は一年未満、ただし昭和三十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に退職した人と、昭和三十七年一月一日前から引き続き組合員であった人については六カ月。

❺昭和三十六年四月一日以前の各制度に加入していた期間のうち、すでに脱退手当金または退職一時金を受けた期間は通算されません。

通算年金は何才から?

通算年金・通算退職年金が受けられるのは、原則として国民年金が六十五才、それ以外の制度では六十才からです

国民年金に入ったことがなかった人は、六十才になれば年金が受けられるわけです。

また、国民年金以外の制度で、六十才になっても引き続いて勤めていれば、その制度の加入者になっているので、その間は年金を受けることができません。しかし、この場合、現在加入している制度では通算年金が受けられなくとも、他の制度で必要な年数に達していれば年金は受けられます。つまり、制度に加入しているために、六十才を過ぎても年金が支給されないのは、現に加入している制度だけで、他の制度ではこれに関係なく年金が受けられます。

六十才になったときに、きめられた年数に達しなかった場合には、つづいて加入している制度の期間をたして、ちょうど所定の年数になったときから、他の制度の方では支払いをはじめます。

湖北中学校で校歌制定

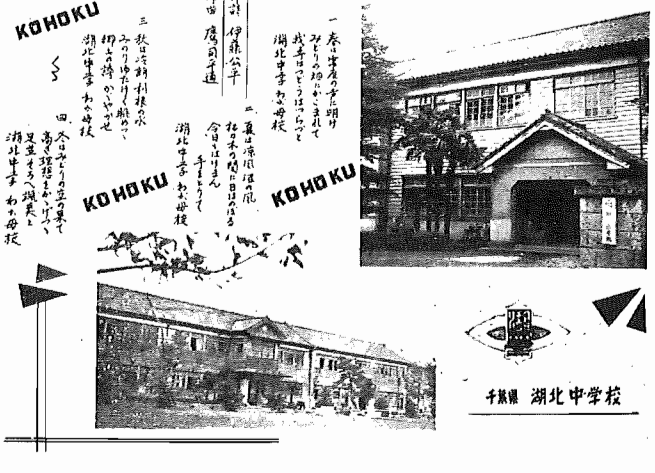

このたび湖北中学校に校歌が制定されました。三月六日にはその発表会が同校で盛大に行われました。

写真は校歌制定を記念して同校から出された記念写真です。なお、伊藤、鹿司両氏は二年前、布佐中学の校歌も作られたコンビです。

話があり、ついで作曲者による校歌指導が行われました。

町税紙上相談室

町民税の均当割の納税義務者について

問い　つぎの場合、長女Bは町民税均当割を納付する義務がありますか。

世帯主Aは給与所得者で、長女BはAの扶養親族で満二十三才です。

答え　給与所得者の扶養親族で家事の手伝いに従事していて、定職がなく所得がまったくない場合には、町民税は非課税となり均等割も納める義務はありません。

問い　つぎの場合、長女乙は町民税均当割を納付する義務がありますか。

世帯主甲は農業所得者で長女乙（二十四才）は世帯主に衣食を依存しており、農業の手伝いをしています

答え　継続して家業に従事している場合には、事実上所得があると認められますから納税義務があります。

問い　むすこは給与所得と農業所得があり、その父親は所得がなく、むすこの扶養親族である場合、父親は均当割の納税義務がありますか。

むすこが生計上の主体であるかぎり、父親はむすこの扶養親族になりますから、父親に所得のない場合は、納税義務がありません。

掲示板

町の建設業者の賃金を統一

我孫子町大子会（建築業者組合）では、いままで我孫子・湖北・布佐各支部別に異っていた賃金を統一し昭和三十七年二月十日から適用することになりました

新らしく決まった賃金はつぎのとおりです。

大子会協定賃金表

大工	千二百円
とび工	千　円
左官工	千二百円
ふき職	千二百円
植木職	千二百円
建具工	千二百円
板金工	千二百円
石工	千二百円
瓦職	千二百円
家具工	千二百円
表具師	千二百円
木挽	千二百円
タイル張り工	千二百円

測量士・測量士補の試験

測量士および測量士補の試験がつぎのとおりおこなわれます。

▽受付　三月一日から三月二十五日まで。

▽試験日　測量士　五月十六日、測量士補　五月二十七日。

なお、願書その他のお問い合せは、千葉県土木部管理課で取り扱っています。

転居届は郵便局へも

三月から四月にかけては住所移動がはげしくなるので、郵便物の利用について次の点にご注意ください。

転居届は郵便局へも出してください。郵便物は転居届がないと、転送されません。転居届は郵便局のほかに、役場社会課窓口にも届出用紙が用意してあります。